

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	1 7 8		
産 業 建 設 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 4 年 1 2 月 1 9 日 (月)	開会 閉会	午前 9 時 5 7 分 午前 1 0 時 5 2 分	会場 須崎市総合福祉 センター 2 階 会議室 1
出席者	委 員 長 森田 收三 副委員長 吉野 寛招 委 員 杉山 愛子 委 員 松田 健 委 員 山本 啓介 委 員 海地 雅弘			
市側出席者	副 市 長 (平井 和久) 農林水産課長 (岡田 進一) 建 設 課 長 (楠瀬 晃) 港湾政策推進監 (西山 文彦) 住宅・建築課長 (小野修一郎) 水 道 課 長 (中村 幸二) 総 務 課 長 (梅原健一郎) 【事務局】局長：松浦 永治 事務局員 西田 茉由			
欠席者	委 員 土居 信一		記 録 者	西田 茉由
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 9 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算 (第 7 号) に ついて《分割》			原案可決	
市議案第 1 0 2 号 令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について			原案可決	
市議案第 1 0 3 号 令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について			原案可決	
市議案第 1 0 4 号 工事請負契約の締結について			原案可決	
市議案第 1 0 5 号 市道路線の認定について			認 定	
陳 情 第 2 号 一ノ瀬橋への市道接合の改修についての陳情			原案可決	

産業建設委員会記録《令和 4 年 1 2 月 1 9 日》

○午前 9 時 5 7 分 開議

~~~~~

○森田委員長＝おはようございます。

全員委員がそろいましたので、定刻より少し早いですが、産業建設委員会を開議いたします。

土居委員より、病気のため欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

議事に入る前に、会議の進行に当たっては、挙手により、委員長の許可を得てから、発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業建設委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第 9 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）について《分割》

○森田委員長＝市議案第 9 8 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝皆様、おはようございます。

市議案第 9 8 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）について御説明をさせていただきます。補正予算書 1 8 ページから 1 9 ページでございます。

第 6 款農林水産業費第 1 項農業費第 2 目農業総務費の 1 5 0 万円については、人件費の更正でございます。

第 3 目農業振興費の 2, 8 7 2 万 8, 0 0 0 円については、園芸用ハウス整備事業費に 2, 7 1 2 万 8, 0 0 0 円、こちらのほうは 7 月の豪雨によるビニールハウスへの災害復旧区分での県の支出金でございます。

新規就農研修支援事業費 1 2 0 万円につきましては、新規就農者の親元就農に係る親への交付金でございます。

産地パワーアップ事業費の 4 0 万円については、農業後継者育成基金の更正でございます。

次に、第 4 目農地費の 3 8 0 万円については、市単農道維持管理事業費、これは処理場に普段ストックしています災害時の枯れ葉等の運搬費でございます。それと

農地費、こちらは福良改耕作条件改善事業費の負担金でございます。

次に、第 5 目排水機維持費 4 0 0 万につきましては、排水機維持費として電気料としての更正でございます。

次に、第 2 項林業費 1 目林業総務費 7 3 万円につきましては、押岡多目的集会所のタラップ交換、電力盤の取替えでございます。

第 2 目林業振興費 2 7 1 万 8, 0 0 0 円は、地域林業総合支援事業費 2 2 5 万円、こちらは森林組合の原木販売システムの導入にかかるものでございます。高性能林業機械導入事業費、こちらはグラップル付きトラックの購入に係る値上がり分の補正でございます。

次に、第 3 項第 1 目の水産業総務費の 1 5 0 万円につきましては、人件費の更正でございます。

次に、第 3 目漁港管理費の 5 3 万 9, 0 0 0 円は、大谷漁港、深浦漁港等の照明等の改良工事でございます。水産物供給基盤機能保全事業費に 1 9 万 8, 0 0 0 円の更正でございますが、こちらは昨年度事業においていわゆる床掘りっという工程が補助対象外となったための更正でございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。繰越明許費補正について御説明させていただきます。

第 6 款農林水産業費第 1 項農業費地域農業水利施設ストックマネジメント事業費 1 億 6, 2 4 1 万 3, 0 0 0 円については、池ノ内第 1 排水機場 No. 2 ポンプ設備工事におきまして、ポンプ設備の製作において約 1 2 か月、設置に 2 か月程度の時間を要するため、予算の繰越しをお願いするものでございます。農業水路等長寿命化・防災減災事業については、横浪排水機場用地買収を行うに当たりまして、関係者との交渉後に調整が必要なための繰越しでございます。

次に、第 2 項林業費高性能林業機械導入事業費 2 1 2 万 9, 0 0 0 円については、世界情勢による機械類の調達遅れによる繰越しでございます。

次に、森林環境整備事業費 6 4 4 万 6, 0 0 0 円については、城山に建設中の森林浴歩道整備の予算でございます。

次に、第 3 項水産業費の水産物供給基盤機能保全事業費については、昨年度の入札不調等により繰越分から事業を行っている関係で、本年度実施できない分の繰越しでございます。

次に、魚市場建設事業費 3 億 8, 1 4 3 万 5, 0 0 0 円につきましては、令和 4 年度の国債の繰越しでございます。

以上が農林水産科目の説明となります。よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝おはようございます。

市議案第 9 8 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、建

設課所管分について御説明いたします。別冊補正予算書 20 ページからでございます。

第 8 款土木費第 1 項土木管理費第 1 目土木総務費の 2, 070 万円は、人件費と多ノ郷宮ノ川内、宮ノ下でのがけくずれ住家等防災対策事業費の更正です。

続いて、第 2 項道路橋りょう費第 2 目道路維持費の 175 万円は、市道照明の電気料不足分や役務費などの更正でございます。

次に、第 3 項河川海岸費第 1 目河川海岸保全費の 1, 100 万円は、7 月豪雨被害によります河川浚渫箇所を追加分でございます。

次に、第 4 項港湾費第 1 目港湾費の 12 万円は、外灯電気料の不足分でございます。

次に、第 5 項都市計画費第 1 目都市計画総務費の 516 万 3, 000 円は、支障木伐採役務費と下水道特別事業会計への繰出金で、第 2 目公園費の 130 万 1, 000 円につきましては、公園及びシンボルロードの電気料不足分などの更正となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○森田委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝おはようございます。

市議案第 98 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 7 号）についてのうち、住宅・建築課所管分について御説明をいたします。別冊令和 4 年度須崎市補正予算書の 21 ページ及び 22 ページをお願いいたします。

第 8 款土木費第 6 項住宅費第 1 目住宅管理費でございます。補正額 287 万 6, 000 円のうち、職員人件費更正を除く市営住宅維持管理費補正 207 万 6, 000 円について御説明いたします。22 ページに記載の第 12 節委託料 5 万円につきましては、草刈り作業で生じた、刈り取った草の処理に係る委託料として 5 万円を追加補正するものでございます。

次に、第 13 節使用料及び賃借料 129 万 6, 000 円の減額更正につきましては、東川内借上住宅の入居者移転完了に伴い、9 月末付で当該住宅を N T T に返還したことにより、不要となりました 10 月から本年度末 3 月までの 6 か月分の賃借料を減額更正するものでございます。

次に、第 14 節工事請負費 332 万 2, 000 円につきましては、南永田市営住宅 D 棟屋外の排水管改修工事、西町市営住宅の屋上に設置している受水槽タンクの土台が老朽化により著しく腐食していることから、倒壊危険防止のため受水槽タンクの設備の撤去費用と、あわせて同市営住宅の給水設備の取替え工事として追加補正をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 1 0 2 号 令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 1 0 2 号令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 1 0 2 号令和 4 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明いたします。議案書 4 5 ページ、別冊補正予算書の 4 2 ページからでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 1 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 7 億 7, 6 6 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、事項別明細書でございますが、4 6 ページの歳出につきまして、第 1 款下水道費第 1 項下水道費第 1 目下水道総務費 4 8 6 万 5, 0 0 0 円は、下水道処理場の電気料、水路、マンホール等の修繕、土砂除け等の委託料の更正で、第 2 目下水道建設費の 2 3 0 万円は、西部・須崎ポンプ場内施設の機械設備等の更新工事費に係るものとなっております。

4 5 ページに戻りまして、歳入でございますが、第 4 款繰入金第 1 項他会計繰入金第 1 目一般会計繰入金で 4 8 6 万 5, 0 0 0 円。第 6 款市債第 1 項市債第 1 目下水道債で 2 3 0 万円の更正としております。

次に、4 4 ページ、第 2 表繰越明許費補正につきまして、第 1 款下水道費第 1 項下水道費下水道施設整備事業費補助、2 億 1, 9 9 2 万 9, 0 0 0 円の繰越しにつきましては、大間ポンプ場の機械・電気設備の更新工事を翌年度まで執行するものでございます。第 3 表の地方債補正は、過疎対策事業で 7, 3 1 0 万円、下水道施設整備事業を 2 億 2, 7 1 0 万円とし、限度額を 3 億 2 0 万円にしようとするものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 1 0 3 号 令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）
について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 1 0 3 号令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○中村水道課長＝おはようございます。

それでは、市議案第 1 0 3 号令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。議案書は 4 6 ページで、別冊水道会計補正予算書は 1 ページを御覧いただきたいと思います。

第 2 条収益的支出の補正でございます。第 1 款事業費用第 1 項営業費用につきましては、動力費であります電気料金の高騰に伴い 1, 2 0 0 万円を増額し、総額を 5 億 6, 2 5 0 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、第 2 項営業外費用につきましては、起債の利率が上昇したことにより企業債利息を補正するもので、3 7 万 9, 0 0 0 円を増額し、総額を 5, 1 1 5 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、2 ページを御覧いただきたいと思います。第 3 条では債務負担行為を定めるものでございます。新年度の 4 月 1 日から実施しなければならない業務委託につきましては、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整するため、債務負担行為を行う必要がございます。期間は議決日から令和 5 年度までとし、次項にございます水道施設運転維持管理及び電気・計装設備点検業務委託につきましては限度額を 2, 8 0 0 万円以内に、また、水道水質検査業務委託は限度額を 1, 2 0 0 万円以内といたしております。

なお、3 ページ以降には補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上でございます。よろしく願いします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 1 0 4 号 工事請負契約の締結について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 1 0 4 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第 1 0 4 号工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。議案書 4 7 ページでございます。

本契約は池ノ内第 1 排水機場 N o . 2 ポンプ更新工事に係るものでございまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第 2 条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

池ノ内第 1 排水機場に設置しておりますポンプにつきましては、昭和 4 9 年度に設置し、供用開始から 4 7 年が経過しております。これまでも定期的な点検や修繕を実施してきたところではございますが、設備老朽化が著しいことから、本工事の設備を対象に策定したストックマネジメント計画に基づき、N o . 2 ポンプの更新工事を施工するものでございます。契約の金額は 1 億 5, 8 9 5 万円、工期につきましては議決日から令和 6 年 1 月 1 5 日、契約の相手方は株式会社四国ポンプセンターでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 1 0 5 号 市道路線の認定について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 1 0 5 号市道路線の認定についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 1 0 5 号市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。議案書の 4 8 ページでございます。別冊認定路線調書を御覧ください。

路線番号 5 2 0 8 0 番、路線名須崎総合高等学校線、総延長 3 5 0 メートルの市道路線を新規に認定することにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。認定の理由につきましては、市道認定図の路線用地の譲渡所得等にかかります収用特例の適用を受けるために、税務署への公共事業用資産の買取等の証明が必要となるため、当路線を市道として認定するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝市道認定に係る今回の路線の提案なんですけれど、収用に関して、もちろん維持管理は、これはもう須崎高校専用にする道路になるので、市道認定して維持管理は県がやるのかとか、市道だから市がやるのかっていう協議はどのようになっちゃうのか。

○森田委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝須崎総合高校への通学路ということで今回整備するということですが、基本的には地元の避難路っていうふうにもなってますんで、維持管理については市道ということで、建設課というか市が管理を当然していくようになると思いますんで、その辺は今後のことを含めて御理解いただきたいと思います。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝御理解いただきたいということは、市道認定をもう大前提としちゃうということだと思うんですけど、実は総合高校統合に当たっていろんな協議をしてきた中で、山手、大間本町、いろんな改修、改善を地元からも要望しちゃうにもかかわらず、まだまだ改善されてない。メインに通学をしてきゅう道路に関しては、多少水路に係る危険防止の柵であったりとか、グレーチングをやったりとか。ただ、学生さんが 7 0 0 人ぐらいに増えて、いろんな通学路を通る中で、事故も起きたりしゅう中で、そういったことを完全にせずにおって、もう新規の道路に関してまた

県のほうからそれを。ただ、用地は改修するお金は県が見ても、今後ずっと永久的に総合高校がここにある限り維持管理をしていかないかんのだが、また路線が増えることに関して、それを流れからしたら重々市道ということは分かるがですけど、管理に関してやっぱりつけんと、協定いろいろ、しっかり県のほうから予算づけした上でやるということの、何か協議をちゃんとするべきじゃないかなと思っているんですが、その辺のお考えを示していただきたい。

○森田委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝松田委員おっしゃるとおり、市道認定をすることは、必然的に市のが整備をしなければならないと。ただ、この須崎総合高校の通学路については、かなりの期間を要してやっとこの辺まで来たというところもあって、松田委員言われるように、ほかの通学路も含めて整備するところも当然残ってますし、そこは議決の予算で何とか順番にはやっていきたいという中で、ここの道については、県の高等学校教育課ともまだ話しながら、工事にまだ複数年要しますので、その中で維持管理についても県の予算等も含めてお願いしながら管理のできる体制を整えていければというところで、まだ確定な状況ではないんで、まだ協議の余地は残っているというふうに考えています。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝分かりました。じゃあ、協議の余地が残っているということで、しっかりその部分に関して、統合に関してもきっちり須崎市側は協力もし、道路に関して、地権者も含めて協力しゅう中で、やっぱり整備をする道路も、多分角度も6%とか、かなり勾配もきつい道路の中で、ちゃんと、滑る危険な道路の管理であったりとか、維持管理も含めて、しっかり県側に負担をしていただく協議を詰めていっていただくということをお大前提として、反対するものではありませんので、しっかりとそこは条件づけをお願いしたいと思います。

○森田委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので、採決をいたします。

本案は、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決しました。

陳情第2 一ノ瀬橋への市道接合の改修についての陳情

○森田委員長＝続きまして、今回受理いたしました陳情の審査に入ります。

陳情第 2 号一ノ瀬橋への市道接合の改修についての陳情を議題といたします。

既に陳情文書をお配りしていますので、朗読は省略させていただきます。

それでは、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

松田委員。

○松田委員＝この一ノ瀬橋の改修について、地元から強い要望もあっていますし、もともと一ノ瀬橋を渡った住宅、昭和の時代といいましょうか、従来は、従来というのか、以前からの住まいの方はほんの 10 軒未満でしたけれども、下流側の小浜エリアに新築の家が非常に増えてきた関係もあって、利用者も増えている現状の中で、どうしても高齢者のドライバーも増えているということで、出入りが不便なので、当時農道橋としてつけたのか、市道として最初からつけたのか、非常に今の道路も狭い中で、自動車が大きくなったせいもありますが、非常に接触をする事案もありながら、生活道として利用度も高いので、ぜひ角っこを、コーナー削るといいましょうか、その改修工事の趣旨の要望であります。ぜひ、大きな橋の拡幅ということをお願いをされてる住民ももちろん多い中で、最低限の利便性の高まる要望としてお聞き入れをお願いをしたいと思います。

ついてこれに附帯をしているわけでないんですが、実は下流側に行く市道、いわゆる農道を市道認定していただいたりしちゅう部分も両方あるんですが、非常に路面も悪い中で、再三地元からも通やすくしてほしいということの要望もあるのと加えて、その辺も配慮いただいて、お聞き願いたいと思います。以上です。

もちろん賛成の立場でお願いをしております。

○森田委員長＝海地委員。

○海地委員＝この間、選挙もあって、須崎市内各地をいろいろ回ってきたわけですけど、この一ノ瀬橋に限らずですね、こういった橋っていうのは結構須崎市の中にあるかと思うんですけども、陳情が出たら、そこをじゃあ陳情出た分からやっていくのかっていうところもいろいろあるかと思うんで、一旦所管課で、やっぱり須崎市内のこういうところ全部 1 回見直していただいて、それから順位をつけてやっていくが、ここはいいのかなというふうに思っておりまして、採択というより趣旨採択をして、須崎市全域のこういう橋梁の見直しをして、生活に係る部分のところはやはり優先順位をつけてやっていったほうがいいんじゃないかなと。それやったら、どういたしますか、陳情したところからやるんやったら陳情合戦になってくるんで、やはり趣旨採択しながら、一旦庁内で 1 回須崎市全部を見直していただくという意味で、趣旨採択をすればいいんじゃないかなというふうに思います。

○森田委員長＝杉山委員、この意見は。

○杉山委員＝海地さんのおっしゃってることはとてもよく理解できて、おっしゃっておりだなと思いました。

○森田委員長＝山本委員。

○山本委員＝特に、はい、海地委員のおっしゃるとおりかなと思います。

○森田委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝すみません、私はこの橋を実際見に行ったんですけども、この橋を渡った先の、この写真右側のこの角ですよ。ここがとても怖いなと思ったので、早めに何とか通りやすいように工事をするべきなのかなと。大変怖いなと思いました。

そういうところがたくさんほかにもあるのではないかということですね。

○森田委員長＝暫時の間、休憩します。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

○森田委員長＝それでは正常に復します。

この陳情、採択と、趣旨採択という 2 つの御意見が出されました。この陳情に対して採択という委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森田委員長＝同数です。

〔「趣旨採択か採択かのどちらかではないか」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝うん、そうよ。ちょっと違う。

休憩。

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

本陳情は採択することに決しました。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了しましたが、ほかに何かありませんか。

松田委員。

○松田委員＝先ほどの市議案に対しまして、反対の意見ではなかったもので、賛成をさせていただいた予算、特に 12 月の補正予算で災害等に関して、各施設園芸の給付であったりとか、県の負担増額等への業務をいただいたところで、十二、三軒の農家の方が非常に負担が助かったということで、今後もまたお願いをしたいということで、実は農林水産課長に聞くと、JA との交渉の中で、本年度のみこういった災害があったので単年度のお約束ということでのお話がありました。今、現状を見ますと、非常に集中豪雨であったり線状降水帯の被害がある中で、単年度ということでの給付支援が今予算に上がってきたわけですけども、ぜひ、事案によって緩やかな対応であったりとか、そのケース・バイ・ケースでしっかりと行政ですべき対応

を取っていただきたいなというのが、今回の災害に応じた県負担であつたりとか、市の助成が5分の1出たことに関して、いきさつ等々、一度みんなで、この産業建設委員会でみんなが共有しとったらどうかなということで、ちょっと意見をそんなところで述べさせていただくわけですが、農林水産課長、経緯とそういったことの流れだけ、ちょっとお話しいただけたらと思います。

○森田委員長＝農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝松田委員さんがおっしゃってることは、災害に対して、単年度のみということで今年対応させていただいたという件なんですけど、単年度というものについては、燃油高騰対策につきましては単年度、本年度のみというお約束をさせていただいたんですが、その他の災害につきましては、災害状況にもよりますけど、JAとしっかり、JAトップ会談も含めて、柔軟に対応はしていきたいと思っております。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝農業振興費に関しても、それを類似してやったわけではないという。

○岡田農林水産課長＝ないです。

○松田委員＝ああ、すみません、私の勘違いでございます。

○岡田農林水産課長＝はい、いえいえ、すみません、説明不足でした。

○森田委員長＝ほかに何かありませんか。

総務課長。

○梅原総務課長＝若干予算関係について補足させていただきますと、実はこの災害に関しましては県の補助金がございます、これは一部共済にしっかり入っておられる農家さんが、その共済による給付を受けた後の残額に対して県から補助金があると。それに対して市も継ぎ足していくというのが本来の制度でございます。これについて、実は今回の農家さん多くが入ってなかったというケースがございます、そこについては、県と同じようにやっていくについては大変しんどいところがあるんですが、JAから、保険にしっかり入るように組合員さんにも周知していくという話ございましたので、一旦今回こういう形で単独でやらせていただいたということにはなってますが、今後、さっき農林課長も、農林水産課長もおっしゃりましたように、条件に応じては林業への対応も必要かとは思いますが、一旦今回の制度についてはそういうことでございましたので、少し補足させていただきます。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝県が5分の2負担いただいて、市からも5分の1負担をいただいて、結局個人負担が5分の2で済んだということで、保険に今後しっかりとJA側も全員必ず入っていただくようなお声がけしていくということですので、今回そういった措置を取っていただいたこと、重々ありがたく思うわけですが、当然、そういった保険に入らん、施設園芸でない災害、今回非常に安和地区の事例を言いますと、露

地でポンカンであったりかんきつ作ってる、もう当然保険とか入ってなくて、めっちゃめちゃ災害が起きた人たち、農家さんがおいでる、あるいはほかのこれからの浦ノ内でも、露地の災害も起きている中で、保険が入っていないからこれは対象外だったりっていうこともあります。そういったことも含めて、施設園芸だけが農業ではないところもありますので、ぜひ、何か県に働きかけて、そういった対応も、もうこれは高知県だけではなくいろんなことあるかと思いますので、ぜひ、露地で保険に入れない施設園芸に関しても、アンテナ張って、センサー、情報入れていただく中での農家支援もお願いしていきたいということでの、ちょっと御理解いただきたいと思います。

○森田委員長＝ほかにありませんか。

なければ、以上で産業建設委員会を。

もとい。委員長続きまして、というふうな分まで読みまして失礼しました。

続きまして、その他の件に移らせていただきます。

例年1月に行っております管内視察を実施するかどうかをお諮りいたします。

休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

○森田委員長＝それでは正常に復しまして。

産業建設委員会といたしましては、視察を実施するということに決しました。

それでは、日程は委員長、副委員長に一任していただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝それでは、そのようにいたしたいと思います。

以上で産業建設委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前10時52分 散会